

株式会社神戸製鋼所および三菱マテリアル株式会社子会社における 不適切な行為に対する調査結果について

2018年5月9日

当社は、株式会社神戸製鋼所(注1)および三菱マテリアル株式会社子会社(以下、「各社」という。)における不適切な行為(注2)に関して、浜岡原子力発電所3～5号機の安全上重要な部位等における影響調査を自主的に実施してきました。調査の結果、各社の不適切な行為が浜岡原子力発電所3～5号機の安全性に影響を与えるものではないと評価したため、お知らせします。

浜岡原子力発電所3～5号機における各社の製品の使用状況やその影響について調査をおこなった結果、各社の不適切な行為がおこなわれた製品は浜岡原子力発電所3～5号機の安全上重要な部位では使用していないことを確認しました。

一方、その他機器の一部において、各社の不適切な行為がおこなわれた可能性のある製品を使用していることを確認しましたが、JIS規格の要求を満足することを確認しました。なお、検査記録の保管期限が過ぎてJIS規格を満足しているか否かの確認ができなかった一部の機器のシール材(注3)について、現状、異状はないものの取替えをおこなう計画としています。

以上から、各社の不適切な行為が浜岡原子力発電所3～5号機の安全性に影響を与えるものではないと評価しました。今後も状況を注視し適切に対応してまいります。

添付資料: 調査結果の概要について

注1 株式会社神戸製鋼所にはグループ会社を含んでいます。

注2 株式会社神戸製鋼所および三菱マテリアル株式会社子会社における不適切な行為とは、過去に各社で製造販売した製品の一部に、検査記録のデータの書き換え等がおこなわれていたことです。

注3 シール材とは、主にゴムを素材とした油・水・空気などの漏れ止め用の部品のことであり、一般にはパッキンやガスケットと呼ばれているもので消耗品として多用されています。

以上

調査結果の概要について

<株式会社神戸製鋼所の製品に対する調査>

(1) 調査対象

- ①浜岡原子力発電所 3～5 号機の安全上重要性の高い「原子炉冷却材圧力バウンダリ」および「原子炉格納容器バウンダリ」を構成する部位
- ②燃料集合体およびチャンネルボックス
- ③設置完了または工事中の工事計画書に記載する新規制基準対応設備
- ④不適切な行為がおこなわれた可能性のある神戸製鋼所の製品が当所または他の発電所にて使用されていると連絡を受けた部位

(2) 調査方法

調査対象①～④に対して、不適切な行為のおこなわれた工場で製造された製品の使用の有無を確認する。

(3) 調査結果

- ①「原子炉冷却材圧力バウンダリ」および「原子炉格納容器バウンダリ」を構成する部位において、不適切な行為のおこなわれた工場で製造された製品を使用していないことを確認した。
- ②燃料集合体およびチャンネルボックスにおいて、不適切な行為のおこなわれた工場で製造された製品を使用していないことを確認した。
- ③設置完了または工事中の工事計画書に記載する新規制基準対応設備において、不適切な行為のおこなわれた工場で製造された製品を使用していないことを確認した。
- ④5号機の原子炉機器冷却水熱交換器の細管にて、不適切な行為のおこなわれた工場で製造された製品を使用していることを確認したものの、当該細管は JIS 規格の要求を満足していることから、発電所の安全性に影響はないことを確認した。

以上①～④に加え、設計、製作、据付の各段階で検査（溶接検査、使用前検査による耐圧検査など）をおこなっていることやこれまで十分な運転実績を重ねており異状は認められていないことから、神戸製鋼所の不適切な行為が浜岡原子力発電所の安全性に影響を与えるものではないと評価した。

<三菱マテリアル株式会社子会社の製品に対する調査>

(1) 調査対象

- ①浜岡原子力発電所 3～5 号機の安全上重要性の高い「原子炉冷却材圧力バウンダリ」および「原子炉格納容器バウンダリ」を構成する部位

- ②設置完了または工事中の工事計画書に記載する新規制基準対応設備
- ③不適切な行為がおこなわれた可能性のある三菱マテリアル株式会社子会社の製品が当所または他の発電所にて使用されていると連絡を受けた部位

(2) 調査方法

原子力関連で当社と取引があり、かつ不適切な行為がおこなわれていたのは三菱電線工業株式会社（以下、「電線社」という。）の箕島製作所で製作されたシール材のみであることを確認したため、調査対象①～③に対して、当該シール材の使用の有無を確認する。

(3) 調査結果

- ①「原子炉冷却材圧力バウンダリ」および「原子炉格納容器バウンダリ」を構成する部位において、不適切な行為のおこなわれた電線社製のシール材を使用していないことを確認した。
 - ②設置完了または工事中の工事計画書に記載する新規制基準対応設備のうち、4号機原子炉建屋ベント設備アキュムレータについて、不適切な行為のおこなわれた可能性のある電線社製のシール材を使用していることを確認したものの、当該シール材はJIS規格の要求を満足していることから発電所の安全性に影響はないことを確認した。
 - ③3～5号機 制御棒駆動水圧系水圧制御ユニットにて、不適切な行為のおこなわれた可能性のある電線社製のシール材を使用していることを確認したものの、当該シール材はJIS規格の要求を満足していることから、発電所の安全性に影響はないことを確認した。
- また、安全上重要な部位以外に設置している以下に示す電磁弁6弁において、不適切な行為のおこなわれた可能性のある電線社製のシール材を使用していることを確認した。当該シール材は、検査記録の保管期限が過ぎてJIS規格の要求を満足していることを確認できなかったが、既に今停止中に取替えを計画しているものであることを確認した。

- ・5号機 原子炉冷却材浄化系ポンプ(A) パージ管入口弁用電磁弁
- ・5号機 常用冷水系冷凍機(A)～(E)冷却水入口弁用電磁弁

以上①～③に加え、浜岡原子力発電所ではシール材は消耗品として保全の計画に従い取替え、運転圧力での漏えい確認等で健全性を確認していることから、電線社の不適切な行為が浜岡原子力発電所の安全性に影響を与えるものではないと評価した。

以 上